

第 6 期岩手県障がい福祉計画・第 2 期岩手県障がい児福祉計画（最終案）について

- 令和 3 年 1 月 29 日付け障第 1013 号により送付した標記計画の素案について、パブリック・コメントの結果及び委員の皆様からの御意見を踏まえ、別添のとおり最終案を作成いたしました。素案から変更した点は、次のとおりです。

【素案から変更となった箇所】

項目	ページ	素案	最終案
I 基本的事項 3(7)障がい者の社会参加を支える取組	P 2	障がい者の地域における社会参加を推進するため、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援します。 特に、障害者による～（以下略）	障がい者の地域における社会参加を推進するため、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援します。 障がい者スポーツの一層の推進を図るため、障がい者のスポーツへの参加機会の充実や障がい者スポーツの理解促進を図ります。 障害者による～（以下略）
IV 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定障害通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策	P 10 P 11	(2)自立訓練（機能訓練）及び(3)自立訓練（生活訓練）の見込量確保のための方策 多機能型も含め、既存の障がい者施設や事業所、地域活動支援センターのほか、NPOなど多様な主体の参入を促進します。	自立支援協議会において、地域ニーズの情報共有を図るとともに、事業者に対し共生型サービス ¹⁵ について周知するなど、参入を促進します。 ¹⁵ 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）により、高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉両方の制度に新たに位置付けられたサービス
	P 11	(5)就労継続支援 A 型及び(6)就労継続支援 B 型の見込量確保のための方策 多機能型も含め、既存の障がい者施設や事業所、地域活動支援センターのほか、NPOなど多様な主体の参入を促進します。	事業者に対し広く情報提供を行うなど、多様な事業者の参入を促進します。また、セミナーの開催等を通じ、就労支援に従事する職員の育成を図ります。
全般			・ サービス見込量を暫定値から精査した数値に変更 ・ 軽微な文言修正